

身元調査をやめよう

「だれもが住みよいまちびくじ」

人権課
240001



8月5日から11日は「わたしたちの同和問題週間」です。県は8月を同和問題強調月間と定めています。

1965年8月11日、内閣総理大臣から諮問を受けた同和対策審議会が答申（「同対策答申」）を出したことにちなんでいます。同対策答申は、「同和問題の解決は行政の責務であり国民の課題である」と定めています。

今回はインターネット上の差別書き込みや身元調査などを取り上げて、その解決を考えます。

あるインターネット画面

インターネット上の「掲示板」に「香川の部落」というページがあります。その中に今年六月、こんな書き込みがありました。



同和地区を調査（六月三日）

- ①「今〇〇〇〇にいるんだけど、だれか場所知りませんか？」
 - ②「〇〇〇〇港から東にまっすぐ一〇〇〇〇役場南快感アリ、〇〇〇〇港から東にまっすぐ〇・五〇〇〇怪獣群アリ」
- 初めて見る人は「これ何？」でしょう。①は、「〇〇〇〇ではどこが同和地区か知っている人は教えてください」という意味にとれます。これは〇〇〇〇の同和地区調査であるとともに、調査をインターネットで不特定多数の人に依頼しています。②は、「〇〇〇〇港の東一〇〇〇〇にある役場の南が同和地区で、〇〇〇〇港の東〇・五〇〇〇の住宅が同和地区である」という意味でしょう。①の調査依頼に②の人が協力したわけです。

航空写真を提供（六月十日）

- ③「ここってどうなんですか」と書いてある地域の航空写真（カラー）をインターネットに掲載しています。
- ④「〇〇〇」と書いて六か所の航空写真が掲載されています。

- ③は、「ここは同和地区ですか」と調査。同時に不特定多数の人に調査と情報提供を依頼しています。
- ④六か所の写真はそれぞれ〇〇〇〇市内の同和地区である、と回答しています。

県全域に拡大（六月十二日）

- ⑤「◇◇の衛星も載せて！これは、◇◇市内の同和地区の調査を依頼している書き込みです。しかも航空写真で示すよう求めています。この依頼にこたえて××市内の三地区、△△市内の二地区、別の七地区、さらに別の五地区の航空写真が掲載されています。地名の頭文字と思われるアルファベットが付いています。」

現代の「地名総鑑」

今なお、身元調査による就職や結婚差別が後を絶たない現状から、航空写真を掲載された地区に住む人にすれば、大変怖い背筋のぞつとすることです。発信者の氏名が画面に出ないので、だれが何の目的でしているかは簡単に判断できません。しかし「どこそこにある……、ここはどうだ？みたいな話しようよ」（六月三日）の書き込みから、同和地区への差別意識がうかがえます。自身は現代の地名総鑑そのものです。

「部落地名総鑑」とは

一九七五年に「部落地名総鑑」が発売しました。全国の同和地区名や所在地

などを記入した書籍で、企業に販売されていたのです。当時、マスコミは大きく報道しました。購入した企業は、同和地区出身者を排除する目的があったと思われま

地名総鑑の製作者は、「結婚や企業の採用で身元調査の依頼が多い。地名総鑑を発行すればもうかると考えた」と証言しています。

事件後、再発防止策が採られ、身元調査は厳しく規制されることになりました。

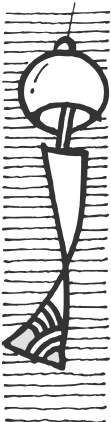
地名総鑑は終わったと思われていましたが、今は形を変えてインターネット画面に現れています。かつてより大規模に、よりリアルに、より具体的になっています。地名総鑑は発行人や販売人が特定できました。しかし、インターネット版の地名総鑑は発信者の特定が難しく、より深刻といわなければなりません。

市からのお願い

市としては、「表現の自由」を濫用する人権侵害に対して、県と連携して発信停止や削除をプロバイダーに申し入れていきます。同時にプロバイダー責任制限法の周知に努めています。インターネットは、情報の収集や発信が簡単です。この長所を生かし、だれもが仲良く住みよい社会をつくるためにインターネットを正しく利用しましょう。

資料① 地名総鑑についての政府見解

厚生労働省は、地名総鑑についてこう考えています。
「同和地区住民の就職の機会均等の保障に影響を及ぼし、その他様々な差別を招来し助長する悪質な冊子（七五年十二月十五日・労働省）」



採用と身元調査

学校の進路指導

企業にとって社員の採用は重要なことです。憶測や偏見で特定の人を排除すれば、企業の損失につながります。本人の能力や意欲を十分尊重し、企業にとって価値ある人材を確保したいものです。

県やハローワーク、高等学校などでは就職差別を防ぐために、①全国高等学校統一応募用紙（以下、「統一用紙」）の採用徹底、②採用選考時に「就職差別につながるおそれのある十二項目」を排除する啓発に取り組んでいます。

資料② 「統一用紙」とは

七三年に文部省、労働省および全国高等学校長協会は連名で統一用紙を使

資料③ 就職差別につながる十二項目



▲統一用紙（一部分）

- ①本籍 ②家族の職業・続柄 ③家族の地位・学歴・収入 ④家族の資産 ⑤住宅の状況（部屋数・間取り、道順） ⑥宗教 ⑦支持政党 ⑧生活信条 ⑨尊敬する人物 ⑩思想 ⑪生まれ育った場所 ⑫生活環境に関する作文（生い立ち、わたしの家族、父・母を語る、など）

◆S社採用差別事件

七八年四月、香川県のS社は高知出身のA子さんに就職差別をしたことを認めて謝罪しました。S社は前年の採用試験の際、学校推薦で受験したA子さんに①興信所を使って身元調査をした、②「私の生い立ち」という題の作文を書かせた、などの事実を認めました。社長は、「会社に差別体質があった」と謝罪しました。

◆面接で違反行為

九八年九月、県内のX社は採用面接で差別につながるおそれがあり禁

れている質問を行い、男子高校生は不採用になりました。会社が「どこに住んでいるか」とたずね、高校生が学校の指導どおり「答えられません」と回答すると、面接者が「高校の指導はおかしい」と言い出し、生徒は返答に窮してしまいました。連絡を受けて高校が直ちに事実確認を行い、会社に不適切な質問を取り下げて選考をやり直すよう要望しました。事業主は不適切な質問と認めましたが、不採用決定は撤回されませんでした。

面接での質問

ハローワークは企業に次のような指導をしています。

◆面接でのチェック

- ①外面的な容姿や態度などにとらわれず客観的に判断する基準がありますか。
- ②応募者の基本的な人権は尊重されていますか。

◆面接での悪い質問

- ①本籍 ②家族の職業・収入 ③資産 ④家庭・地域環境 ⑤思想・信条・宗教・人生観・考え方・尊敬する人など。
- 以上は、個人のプライバシーにかかわる事柄です。選考に影響を与えないために質問すべきではありません。

◆ではどんな質問を

- ①導入部分・緊張感をほぐすために応